

## 鍵型貸金庫規定

「鍵型貸金庫」のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。

北門信用金庫  
(令和2年4月1日公表)

(格納品の範囲)

第1条 鍵型貸金庫（以下「貸金庫」といいます。）には、つぎに掲げるものを格納することができます。

- (1) 公社債、株式、その他の有価証券
- (2) 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- (3) 貴金属、宝石その他の貴重品（ただし、壊れやすいものは格納できません。万一、き損した場合は当金庫では責任を負いません。）
- (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

2 当金庫は、前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

(契約期間)

第2条 この契約の当初契約期間は、契約日から契約日の1年後の応答日の前日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

(使用料)

第3条 貸金庫の使用料は末尾記載の料金表により1年分を前払いするものとし、当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。

2 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

3 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

(鍵の保管)

第4条 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

(貸金庫の使用)

第5条 貸金庫の格納品の出し入れは、借主または借主があらかじめ届出た代理人が、行って下さい。

(貸金庫の開閉)

第6条 借主はこの契約締結と同時にその印鑑を、代理人を定めたときはその届出と同時に代理人の印鑑をそれぞれ当金庫に届出て下さい。

2 前項の印鑑に符合する印章を持参した者を当金庫が正当の権限がある者とみなし開庫手続を行ったうへは、どのような事故があっても、そのために生じた損害はいっさい借主が負担します。

(届出事項の変更等)

第7条 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項の変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。

2 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

(鍵の喪失時等の取扱い)

第8条 正鍵を失った場合の貸金庫の使用は、当金庫所定の手続きをした後に行なって下さい。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

2 正鍵を失った場合、またはき損した場合は、錠前、鍵の取替に要する費用を支払って下さい。

なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

(損害の負担等)

第9条 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。

このために生じた損害についても当金庫は責任を負いません。

- 2 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- 3 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第10条 この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

このために生じた損害についても当金庫は責任を負いません。

(解約等)

第11条 この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。

なお、正鍵または印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱いします。

- 2 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第2条により契約期間が更新されないときも同様とします。

- (1) 借主が使用料を支払わないとき
- (2) 借主について相続の開始があったとき
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- (4) 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
- (5) 借主または代理人がこの規定に違反したとき

- 3 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

- (1) 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずるもの

- (3) 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- 4 第1項から第3項の明渡しが3カ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

- 5 使用料その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

この場合、不足額が生じたときは当金庫から請求がありしだい支払って下さい。

(通知等)

第12条 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(貸金庫の修繕、移転等)

第13条 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

(緊急措置)

第14条 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。

このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(譲渡、転貸等の禁止)

第15条 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

(規定の変更)

第16条

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

料 金 表

(令和2年4月1日現在)

項 目	店 舗 名	高 さ	金 額
貸金庫年間使用料	新十津川支店	11.6cm	3,300円
	新琴似支店	7.5cm	3,300円
	野幌支店	11.0cm	3,300円
	手稲前田支店	13.0cm	3,300円
	千歳支店	6.6cm	3,300円
	石狩支店	12.8cm	3,300円
鍵の喪失・き損による錠前・鍵の取替費用			実 費

令和2年4月1日現在